

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 31 年 1 月 22 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800017号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800013号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月1日から昭和61年4月1日まで

A社には約2年間勤務し、市場内で青果物の卸売に関する業務を行っていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、複数の同僚(請求者が記憶している同僚を含む)が請求者のことを記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「資料は何も残っておらず、請求期間当時のことを知っている者もないため、請求者の勤務実態等は不明である。」旨回答していることから、請求者の勤務実態、厚生年金保険加入の取扱い及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、昭和58年9月から昭和61年4月までの期間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している男性の同僚5名(役員を除く)については、当該被保険者記録と符合する雇用保険の被保険者記録が確認できる場所、請求者の同社に係る同被保険者記録は確認できない上、複数の同僚が、「厚生年金保険に加入していない者もいた。」旨陳述していることからすると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。